

刑事被告人が無罪の推定を受ける権利に関する一考察

—国際人権法の観点から—

里 見 佳 香

新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科

Some thoughts concerning presumption of innocence

- In light of human rights law -

Yoshika Satomi

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY FACULTY OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY

DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE

要旨

起訴後の刑事被告人がいわゆる手錠・腰縄を身につけ捕縛された状態で公判廷に入る取扱いについては、かねてより無罪推定の原則を侵し得るとの指摘がなされてきた。実際に、市民が職業裁判官とともに合議体を形成する裁判員裁判においては、一般市民である裁判員の心証に影響し得るとの理由に基づき、裁判官および裁判員の入廷前にこれらを外せる運用が行われている。それでは、それ以外の刑事事件につき手錠・腰縄をなす現措置には問題があるか。国際法・国際人権法の観点から一考察をなした。その結果、該措置は日本が批准する国際人権規約等の規定に違反する可能性があり、また国内法解釈においても問題があることがわかった。

なお本稿は、「法廷内の手錠・腰縄は許されるのか?～刑事被告人の人格権・無罪推定を受ける権利」と題して平成28年1月16日に催された大阪弁護士会主催シンポジウムで講演した内容を基に加筆修正したものである。

キーワード

無罪推定、国際人権法、手錠・腰縄措置

Abstract

As has often been noted, it seems that the criminal defendant after indictment is bound by the "handcuffs /leash" when he or she enter the court is a violation of the principle of presumption of innocence. In fact, in a Lay judges in Japan, during the trial before the judges and citizen judges, they have been removed "handcuffs / leash". This is because "handcuffs / leash" may affect the free conviction of general citizens. Then, is there any problem with the current system using "handcuffs / leash" for criminal cases other than the cases by lay judges? I tried to investigate this problem from the perspective of international law and international human rights law. As a result, it turned out that the "handcuffs / leash" measures violate the provisions of International Covenants on Civil and Political Rights. Also, this measure is proved to be problematic even from the perspective of domestic laws.

In addition, this paper is based on my speech at a symposium "Handcuffs in the court · leash are allowed? ~ Moral rights of criminal defendants / right to be guilty ~", hosted by the Osaka Bar Association held on January 16, 2008.

Key words

presumption of innocence, International human rights law, the measures of handcuffs and leash

I はじめに

起訴後の刑事被告人がいわゆる手錠・腰縄を身につけ捕縛された状態で公判廷に入る取扱いについては、かねてより無罪推定の原則を侵し得るとの指摘がなされてきた。実際に、市民が職業裁判官とともに合議体を形成する裁判員裁判においては、一般市民である裁判員の心証に影響し得るとの理由に基づき、裁判官および裁判員の入廷前にこれらを外せる運用が行われている。それでは、それ以外の刑事事件につき手錠・腰縄をなす現制度には問題があるか。国際法・国際人権法の観点から一考察をなしたい。

なお本稿は、「法廷内の手錠・腰縄は許されるのか?～刑事被告人の人格権・無罪推定を受ける権利～」と題して平成28年1月16日に催された大阪弁護士会主催シンポジウムで講演した内容を基に加筆修正したものである^{1) 2) 注1)}。

II 国際法と刑事被告人の人権、無罪推定原則

はじめに、国際法における無罪推定原則につき基本事項を確認しておく。国際法の中でも主に用いられる条約とは、「二国以上の間において文書により取り結ぶ合意」、とりわけ既存の法に従った合意を指す。これら条約適用のルールについて定める条約法条約は、その前文で「合意は守られなければならない」という原則を確認している^{注2)}。本原則はいわば国際法の公理であり、国際法主体間、例えば主権国家間の合意法たる国際法が拘束力をもつことの根拠を示している。また、効力を生じた条約は、かかる基本原理にしたがって当事国を拘束し、当事国はこれを誠実に履行する義務を負う。さらに、条約義務を免れる根拠として自国の国内法を援用し得ないことは、同27条が定めており、国際判例でも十

分確立しているといえる^{注3)}。つまり、日本は自らが取り結んだ条約を遵守する法的義務を負う。

条約に対する一般的受容体制をとる日本においては、条約は批准・公布されればすべて国内的効力をもつ。批准とは、日本がこれから結ぼうとする条約の内容に拘束されることに最終的に合意することを指し、具体的には内閣が行い、国会が承認する手続きをいう。批准後の条約は、日本の国法体系においては、日本国憲法の下位、法律の上位に位置すると考えられている。したがって条約とは、憲法のコントロールを受けつつ、法律に優位する地位を与えられ、適用される法を指す。

本稿の主なテーマである無罪推定の原則については、日本法が定めるものと、上記条約のような国際法が定めるものがある。日本法における本原則は、刑事上の罪を問われている者が、公正な裁判における法によって有罪とされるまでは、あるいは有罪とされなければ、無罪と推定される権利をもつことを意味する。本原則は嫌疑をかけられた瞬間に適用され、上告後、最終判決で有罪が確定した時点で無効となる。したがって刑事訴訟において検察は、被告人の有罪を証明する必要があり、合理的な疑問が残る場合は有罪としてはならないのである。

日本法における無罪推定原則と、国際法におけるそれとの基本的な理解に違いはない。しかし、強いていうならば、細かな理解には多少の差異がみとめられよう。

まず、国際法には無罪推定を定める明文規定が存在するのに比して、国内法にはそれがない、ということがあげられる。後述する自由権規約14条2項が定めるような無罪推定原則は、日本の法文上、直接的な表現としては見当たらない。しかし、日本の無罪推定原則は、日本国憲法31条の保障する「適正手続」に内在するものであると理解されており、憲法を根拠として、刑事訴訟法336条などで活

かされている^{注4)}。

次に、国際法は広義の無罪推定を、国内法は狭義の無罪推定を定める性格が強いという差異があげられる。国内法にいう無罪推定とは、具体的には刑事訴訟法336条などが示す、刑事裁判における立証責任の所在を示す原則である^{注5)}。これは、「検察官が被告人の有罪を証明しない限り、被告人に無罪判決が下される」、つまり「被告人は自らの無実を証明する責任を負担しない」という意味で用いられることが殆どである。換言すると、「疑わしきは被告人の利益に」の原則を表明するような運用が主流となっている。

国内法における運用に比して、国際法・国際人権法にいう無罪推定は、広義の無罪推定原則を示す傾向がある。すなわち、有罪判決が確定するまでは「何人も」犯罪者として取り扱われず、したがってそのような法的地位にある者として取り扱われる権利を有することを意味することが多い。後述の自由権規約14条2項を始めとして、欧州人権条約等の主要な人権条約は、無罪推定の権利の主体を「刑事上の罪に問われているすべての者」としており、これは刑事被告人だけでなく、その前段階にある被疑者をも含む。すなわち、国際法にいう無罪推定の対象は「人」であり、無辜の市民一般にまで対象を広げて想定されている。これらの意味において、両者に差異はあるといえよう。

Ⅲ 日本の手錠・腰縄制度に関連し得る国際法規の例

次に、日本における刑事被告人の手錠・腰縄問題に関連し、対応し得る国際人権規範について考えてみたい。これには多数あるが、まず、条約以外の国際文書で、被拘禁者の権利やその処遇に関してとりきめたものを挙げる。例えば、被拘禁者処遇最低基準規則や被拘禁者保護原則等がこれにあたる。いずれも

国連が採択した文書である。

被拘禁者処遇最低基準規則は1955年に採択されたものであるが、最近、2015年5月に改訂され内容が拡充された。故ネルソン・マンデラに敬意を表して、通称「マンデラ・ルール」と呼ばれている。関連し得る主な条文を抜粋する。

国連被拘禁者処遇最低基準規則

規則47 (拘束具)

「1. 鎖、かせ、その他の本質的に品位を傷つけ又は苦痛を伴う拘束具の使用は禁止される。

2. 他の拘束具は、法によって認められ、かつ、以下の状況においてのみ使用される。

(a)被拘禁者が司法ないし行政当局に出頭する場合には外されるという条件のもと、移送時の逃走に対する予防措置として。(b)被拘禁者が自己若しくは他人を傷つけ、又は財産に損害を与えることを防止するために、他の制御方法が役に立たない場合に、施設の長の命令によって。このような場合には、施設の長は、直ちに医師又はその他の有資格のヘルスケア専門職の注意を喚起し、かつ上級行政官庁に報告しなければならない。」

規則48 (拘束具)

「1. 規則47第2項によって拘束具の使用が認められる場合には、以下の原則が適用されなければならない。

(a)拘束具は、制限されない動きによって生じる危険に対処する、より制限的でない制御形態では効果がない場合にのみ用いられるものとする。(b)拘束の方法は、生じている危険の程度及び性格に基づいて、被拘禁者の動きを制御するために必要かつ合理的に利用可能な、最も侵襲性の低い形態でなければならない。(c)拘束具は、必要な時間のみ用いられ、かつ、制限されない動きによって生じる危険が

もはや存在しなくなった後には、できる限りすみやかに取り外されなければならない。」

規則49（拘束具）

「刑事施設当局は、拘束具を科す必要性を回避し、あるいは、拘束具の侵襲性を減じる制御技術へのアクセスを追求し、かつ、こうした技術を用いる訓練を提供すべきである。」

これらのルールを読むと、刑事被告人に対する手錠・腰縄措置が、単に合法であるだけでは足りず、非常に限定的な状況下においてのみ、例外的に許されるべき措置であることは明らかである。日本の現行制度が上記ルールに沿ったものかどうか、再考する必要があるだろう。

1988年12月9日に第43回国連総会で採択された「形態を問わず抑留又は拘禁されている者の保護に関する原則（国連被拘禁者保護原則）」は、以下のように定める。

国連被拘禁者保護原則

（本原則の適用範囲）

「以下の原則は、あらゆる形の拘禁又は受刑のための収容状態にあるすべての人の保護のために適用される。」

原則36

「1. 犯罪の嫌疑をうけて拘禁又は訴追されている者は、無罪と推定され、防禦に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判で、法に従い有罪と証明されるまでは、無罪として処遇されなければならない。

2. 上記の者の逮捕又は捜査、公判終了までの拘禁は、法の定めた根拠、条件及び手続の下に、司法の執行の必要性のためにのみ行われる。

上記の者に対する制限の強制は、厳格に拘禁の目的か、捜査過程への妨害の阻止か、司

法の執行のために必要であるか、もしくは収容施設の安全と秩序を維持するため必要がある場合以外、禁止される。」

公判廷における刑事被告人に対する手錠・腰縄の強制は原則3の2「上記の者に対する制限の強制」に該当し得るが、本「制限の強制」が許容されるためには、「厳格に拘禁の目的か、捜査過程への妨害の阻止か、司法の執行のために必要であるか、もしくは収容施設の安全と秩序を維持するため必要がある場合」に限定される。「場合」という言葉が用いられていることから、該強制は単に合法であるのみならず、個別の状況に照らしてその正当性が判断されることを想起させる。

これらの規則等は非拘束的文書ではあるものの、現在においては慣習国際法となっているとする学説もある。基本的に批准等の手続きを行った国のみ適用される条約とは異なり、慣習国際法はすべての国家に普遍的に適用される国際法の法源である。同規則が現に慣習国際法に該当するといえるほどにまで普遍性をもつかどうかはさておき、国際社会に承認された具体的なルールをみておくことには意義がある。

その他の条約以外の国際法規には以下のものもあるので、参考までに例をあげる。

- ・世界人権宣言（1948）
- ・被拘禁者の社会的身分に関する勧告（1981）
- ・拷問及びその他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰から被拘禁者及び被抑留者を保護するための、保健要員特に医師の役割に関係のある医療倫理の原則（医療倫理原則）（1982）

次に、拘束力のある条約に関連するものを見る。これには、1966年に国連で採択され、76年に効力発生した多数国間条約である「市民的及び政治的権利に関する国際規約（日本

独特の呼称として「B規約」と呼ばれることもある。本稿では以降「自由権規約」とする)が主となると思われる。日本は1979年6月に批准書を寄託し、同年9月21日に国内で発効している^{注6)}。条約の内容はとりきめられるだけでなく、実際に履行されねば意味を成さない。自由権規約を実施するための専門機関として設置された委員会のことを、以降「自由権規約委員会」と呼ぶ。

それでは関連する規約条文をみてみよう^{注7)}。

市民的及び政治的権利に関する国際規約

7条【拷問又は残虐な刑の禁止】

「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」

10条【自由を奪われた者及び被告人の取扱い】

「1. 自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。

2. (a) 被告人は、例外的な事情がある場合を除くほか有罪の判決を受けた者とは分離されるものとし、有罪の判決を受けていない者としての地位に相応する別個の取扱いを受ける。」

14条【公正な裁判を受ける権利】

「1. すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。

2. 刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。」

前述の被拘禁者処遇最低基準規則47の1.

も示すように、手錠腰縄措置は、規約7条のうち「品位を傷つける取扱い」に該当する可能性がある。同文の規定をもつ欧州人権条約^{注8)}が述べているとおり、人の地位、立場、名声または人格をおとしめる行為であって、それが一定の程度に達するときには、7条が禁ずる「品位を傷つける取扱い」となる。すなわち、国家が行う裁判の過程においてそのような行為がみとめられたときは、規約に違反する。純粹に精神的な苦痛も「品位を傷つける取扱い」となり得るから、刑事被告人本人が手錠腰縄措置により受けた精神的苦痛という観点からの考慮が必要である。

一点付加すると、自由権規約委員会は過去、通報番号1806事件において「息子*Djamel Saadoun*の失踪によって引き起こされた苦しみとストレス」を根拠に、その親についても7条違反の被害者であることを認めたことがある^{注9)}。このことを考えると、たとえば子や配偶者が法的には未だ無罪であるにもかかわらず、手錠腰縄を身につけた姿を衆目に晒さざるを得なかった場合、該措置は本人の人権を侵害するだけでなく、子や配偶者のそのような姿にショックを受け、苦悩とストレスを負うこととなった親または一方配偶者などについても7条違反、特に品位を傷つける取扱いが認定される可能性がある。

翻って無罪推定の原則を考えるに、未決被拘禁者は法的に無罪なのであるから、可能な限り拘禁されていないときの社会生活に近接した生活条件を保障されなければならない、本人の権利は最大限に守られるべきことになる。自由権規約10条は、【自由を奪われた者及び被告人の取扱い】として、まず1項で、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」として、一般原則を定めている。この規定自体は、基本的には受刑者の外部交通権の制限などで問題にされることが多いが、本稿の趣旨からは、主に2項(a)との組み合わせで論じ

られる。すなわち、2項は、被告人の無罪推定の権利を処遇の面で確保する規定である。Nowakによると、本項は正式に告発を受けた者だけでなく、身体を拘束された被疑者・被告人すべてに適用される規定である^{注10}。実際、自由権規約委員会は一般的意見21において、本規定が、有罪とされるまでは無罪の推定を受ける権利を享有する、これらの人々すべての地位を強調するものであると述べている^{注11}。10条2項(a)にいう「分離」とは、物理的に異なる場所に置かれるだけでなく、法的地位の差異に基づき相応に取り扱われるという、実際上の処遇を受ける権利をも含んでいる。

これらをふまえ、次に、14条【公正な裁判を受ける権利】をみてみよう。14条1項の規定は、被告人の公正な裁判を受ける権利を保障するものであり、また同2項は、無罪の推定を受ける権利を定めるものである。自由権規約委員会は一般的意見13において以下のとおり述べている。「この14条2項の無罪推定は、裁判官に対する義務規定にとどまらず、すべての公的機関に対して、裁判の結果に予断を与えることを慎む義務を課す」と^{注12}。すなわち、裁判官や裁判員は、いかなる場合も先入観をもたないよう求められている。

以上、主に条文解釈に関する委員会の実行について述べた。刑事被告人の手錠腰縄措置に類推し得る最近の例としては、2005年の通報番号1405・プストポイント (Pustovoit) 対ウクライナ事件がある^{注13}。これは、ウクライナの最高裁判所での公判中、刑事被告人が金属製の檻に入れられた上で、さらに後ろ手に手錠をかけられていた事実について、規約7条の品位を傷つける取扱い、および14条の公正な裁判を受ける権利の違反が認められたものである。自由権規約委員会によれば、該措置は裁判所の規律を守り、保安上の要請を満たすために必要なものであったとはいえ、またウクライナは当時、本人の尊厳に両立し得るような他の代替手段がなかったことも、

さらに本人がそのようにせねばならないような危険な犯罪者であったことも証明できなかったと述べた。そのような意味で7条違反認定がなされたのであるが、一方、本人が最高裁判所による審問の間だけでなく、裁判記録謄本の検討中にも手錠をかけられていたことが、14条3項(b)にいう、人が防御の準備のために十分な便益を与えられる権利が侵されたという意味においても14条3項(b)違反が認定され、また、14条1項が求める公正な審理に影響する品位を傷つける取扱いがあったという意味で、14条1項に関連した7条違反がまた認定されている^{注14}。本件は公判中の手錠および入檻事例ということで、厳密に日本の制度に当てはめることはできない。しかし、ひとつの示唆として示しておこう。

これまでに示したとおり、無罪推定の原則は、単に証拠法上のルールとしてのみ捉えられるのではなく、被疑者・被告人の法的地位、それを反映した刑事手続きのあり方を包括的に示す原則として理解されるべきである。現在、少なくとも国際法上はそのような解釈が行われており、締約国に対し実際に履行することが求められている。

自由権規約以外にも関連する拘束的文書がある。そのうち国連のイニシアチブでとられたものとしては、国連拷問等禁止条約(1984)^{注15}が、その他の地域国際条約としては欧州人権条約(1950)等があり、それぞれに被拘禁者の人権保障について定める。

IV 国際法・国際人権法の観点から、日本の手錠腰縄制度をどう考えるか

推定無罪原則を確認し、かつ刑事被告人に対する手錠・腰縄措置に対応し得る国際法規をみた。日本において該措置を合法で定めるのは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(刑事収容施設法)である。まず国内法の条文をみてみよう。

刑事収容施設法

第七十八条（捕縄、手錠及び拘束衣の使用）

「刑務官は、被収容者を護送する場合又は被収容者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

- 一 逃走すること。
- 二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。
- 三 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊すること。

2 刑務官は、被収容者が自身を傷つけるおそれがある場合において、他にこれを防止する手段がないときは、刑事施設の長の命令により、拘束衣を使用することができる。ただし、捕縄又は手錠と同時に使用することはできない。

3 前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待つとまがないときは、刑務官は、その命令を待たないで、拘束衣を使用することができる。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

4 拘束衣の使用の期間は、三時間とする。ただし、刑事施設の長は、特に継続の必要があると認めるときは、通じて十二時間を超えない範囲内で、三時間ごとにその期間を更新することができる。

5 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、拘束衣の使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止させなければならない。

6 被収容者に拘束衣を使用し、又はその使用の期間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

7 捕縄、手錠及び拘束衣の制式は、法務省

令で定める。」

刑事収容施設法78条は手錠「または」捕縛を「使用できる」と述べている。したがって、「どちらか一方にする」、または、「使用しない」という選択肢も採用可能である。既に述べているとおり、合法の根拠があることは即ち行為の合法を指すわけではない。したがって、78条1項の規定が刑事被告人について一律に適用されていることには疑義をはさまざるを得ない。個別別に逃走・他害等のおそれを評価した上で手錠・腰縄を用いるべきかどうかを判断するのが適当であろう。

次に、国際法・国際人権法の観点から、日本の手錠腰縄制度をどう考えるかということ述べ、まとめてゆきたい。未決被拘禁者に対し課し得る権利の制約については、その法的地位から考えるに、例えば居住・移転・外国移住・職業選択の自由等の権利に関する制約があらうかと思われる。これらの、拘禁目的から直接的・内在的に生じる制限が認められる場合を除き、被拘禁者は、市民として、第一義的に憲法、さらに国際法上・法律上の権利を保障され、その他の制約は法律に基づき、拘禁目的を達成するために必要最小限度でのみ許されることになる。そのためには、拘禁目的を阻害する「現実的危険」が、具体的根拠に基づいて認められなければならない、さらに、実際に制約を課す場合は、最も制限的でない措置が選択されなければならない。このような権利制約の一般原理が承認され、適正に運用されてこそ、未決被拘禁者は「拘禁された市民」としての法的地位を、実質的に保障されることとなるのである^{注16)}。

達成されるべき目的と、そのために取られる手段としての権利・利益の制約との間には、均衡が要請されるのであるが、これを手錠・腰縄制度に置き換え、個人的見解を述べる。本来、真に厳密な逃走防止が目的であるならば、入廷・退廷時のみならず公判中も手錠腰縄を解いてはならない筈である。この点につ

き、今ひとたび国内法である刑事訴訟法287条1項の規定を参照したい。

刑事訴訟法

第二百八十七条

「公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振り又は逃亡を企てた場合は、この限りでない。

2項 被告人の身体を拘束しない場合にも、これに看守者を附することができる。」

つまり、本条1項は公判廷で被告の身体を拘束してはならないと定めており、裁判官らが出席して開廷、公開されている状態では手錠と腰縄はできないと解釈されている。前述の刑事収容施設法および刑事訴訟法の規定の組み合わせにより、現在、通常の刑事裁判においては、「刑事被告人は捕縛された状態で入廷し、開廷中は縄を外し解錠され、閉廷後は再び捕縛され退廷する」という運用がなされている。保安上の要請と、無罪推定の原則とが折り合っているように見えるが、その着地点が奇妙な結果を生み出しているようにも思える。すなわち、現措置はその立法目的と精確に均衡しているとはいえない。

それでは、手錠・腰縄制度はなぜ用いられ続けるのか。有罪が確定するまでは無罪であるので、法的には完全にシロである筈の刑事被告人に対し、「3cm以上ゆとりをもたせずに」なすという現行の手錠・腰縄の措置には、みせしめ・懲罰的な意味合いがにじんでいるのは明らかに思える。起訴後97%以上が有罪を宣告される日本の司法^{注17)}において、今も適用され続ける手錠・腰縄措置には、いわゆる「お白州裁判効果」と呼ぶべきか、そのような状態で傍聴人等の前にさらされる刑事被告人の尊厳や名誉感情、人格を傷つけ、かの人を心理的に萎縮させる効果がみとめられるのではないか。すなわち、手錠・腰縄制度は、

無罪推定を有名無実化するような影響を及ぼし得るという意味で、過剰な制約となり得る。裁判員だけでなく、裁判官および傍聴人の目前でも刑事被告人の手錠・腰縄状態がさらされないことを確保すべきである。

V おわりに

拷問等の禁止、そして公正な裁判の確保は、法の支配の中心的要素となる。「法の支配」とは、単に法治主義のことを指すのではない。つまり、手続き的に適正であるだけでなく、適法によるコントロールを指す。無罪推定の大原則を侵し得る可視的な手錠・腰縄措置は、国際法・国際人権法の観点からみて問題がある。また、国内法解釈上も一律の措置になじまない。日本が自ら批准した条約の規定を誠実に履行し、法の支配を成す法治国家として完全に機能するために、今一度、現行の手錠・腰縄措置を再考することが望まれる。

文献

- 1) Wolfgang Benedek.中阪恵美子,徳川信治他編訳.ワークアウト国際人権法.5-299.東京:東信堂;2010.
- 2) 葛野尋之.刑事手続きと刑事拘禁.1-10.東京:現代人文社;2007.

注

- 1) 講演にあたっては、特に、ヴォルフガング・ベネデック編、中阪恵美子・徳川信治他編訳、『ワークアウト国際人権法』、東信堂、2010年および葛野尋之、『刑事手続きと刑事拘禁』、現代人文社、2007年の論考を多く参考にさせていただいた。両筆者および、講演の機会を与えてくださった大阪弁護士会に御礼を申し上げます。
- 2) 条約法に関するウィーン条約は1969年5月23日に成立、70年に発効した。日本は

- 1981年に加入している。
- 3) 条約法条約27条 (国内法と条約の遵守)
「当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない。この規則は、第四十六条の規定の適用を妨げるものではない。」
- 4) 日本国憲法31条「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」
- 5) 刑事訴訟法336条「被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。」
- 6) 「規約」と名づけられているが、実態は条約である。
- 7) なお自由権規約9条も逮捕抑留に関連する規定である。しかし9条は原則的には恣意的な逮捕拘禁を防止する趣旨に基づく規定であるため、本稿で扱うテーマに基本的になじまない。手錠・腰縄は刑事収容施設法78条に基づく合法的措置であるからである。
- 8) 欧州人権条約は1950年に成立した。ストラスブールに条約の実施機関として欧州人権裁判所を備え、ロシアを含む欧州地域における国際人権機構体制を確立している。日本は条約の締約国ではないが、母体となる欧州評議会のオブザーバ国となっている。
- 9) CCPR/C/107/D/1806/2008, 2013, para. 8.5. See, http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CCPR%2FC%2F107%2FD%2F1806%2F2008&Lang=en (2017年1月11日最終アクセス)
- 10) *Manfred Nowak, "U.N. Covenant on Civil and Political Rights: CCPR Commentary", 1993, p. 190.*
- 11) *General Comment No. 21 - Humane treatment of persons deprived of their liberty (Article 10) - Replaces general comment 9 (Annex VI, B), 1993, para.9.*
See, http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2fCCPR%2fGEC%2f4731&Lang=en (2017年1月11日最終アクセス)
- 12) *General Comment No. 13 - Administration of justice (Article 14), 1984, para.7.*
http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2fCCPR%2fGEC%2f4721&Lang=en2 (2017年1月11日最終アクセス)
- 13) CCPR/C/110/D/1405/2005, para.8.10. See, http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CCPR%2FC%2F110%2FD%2F1405%2F2005&Lang=en (2017年1月11日最終アクセス)
- 14) *Id.*, para.10.
- 15) 国連拷問等禁止条約は1984年第39回国連総会において採択され、1987年に発効した。日本は1999年に加入している。これまで2007年と2013年の計2回拷問禁止委員会による国家報告書審査を受けているが、本稿に関連する問題について具体的に言及されたことはなく、受刑者に対する身体拘束(第二種手錠の使用等)に関する言及が中心である。
- 16) 前掲葛野、pp.4-5.
- 17) 平成26年度司法統計による。